

## 防災・減災、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道名寄市は、北・北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川がもたらす肥沃な大地と豊かな自然を背景に、四季折々の風土を活かし、基幹産業の農業を中心としながら、医療・交通・商業の要衝地として歴史を刻んでいます。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本市の経済においては、他自治体と同様に大きな打撃を受けており、感染拡大防止の施策を打ってはいるものの、本市だけではなく、本地域の強みである農業や観光などの潜在力が最大限発揮されるよう、その生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠です。

また、近年、豪雨、暴風雪、地震などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化、除排雪費用の増大など、様々な課題を抱えていますが、地方財政は依然として厳しい状況であることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理において必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

以上のことから、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

### 記

- 1 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。
- 2 令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡大すること。また、地域が国土強靱化地域計画に基づく事業を確実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 3 道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新作業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

- 4 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 5 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局および開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月28日

北海道名寄市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
総務大臣		
国土交通大臣		
国土強靱化担当大臣		